

令和4年第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年7月11日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫  
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義  
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲  
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝  
山口 貴範

欠席委員

村木 多藏

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司  
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司  
神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美  
戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫  
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦  
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 横井 敬太 | 副主幹  | 佐藤 智香 |
| 主査   | 小木曾高志 | 主査   | 吉村 雅子 |
| 主任   | 三輪 幸  | 主任主事 | 井上 靖之 |
| 主事   | 臼井 健人 | 主事   | 坪内 優  |

議 事

議案第 34 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議  
について

議案第 36 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係  
る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について

報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受  
理の報告について

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受  
理の報告について

議長

それでは、令和4年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。  
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。  
それでは、議席番号5番酒井勉委員、議席番号6番松野芳正委員の両委員、よろしくお願ひいたします。  
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第34号について説明いたします。  
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。  
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。  
2ページをお願いします。  
1番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。  
2番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
3番、合渡地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。  
4番、網代地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。  
3ページをお願いします。  
5番及び6番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
以上でございます。

議長

ただいま、議案第34号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。  
それでは、1番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、農地を譲り渡すものです。

申請地は、以前から受人が耕作しており、引き続き野菜を栽培する予定です。

6月22日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地確認を行いました。

受人は農地を適正に耕作されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

6月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、えだまめを栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、合渡地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

3番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、4番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

4番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

6月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。

受人は、以前から、利用権で申請地を耕作されており、引き続き水稻を栽培される予定です。

地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番および6番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
6月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人代理人とともに、現地立ち会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正に管理しておりますので、許可は問題ないと考えております。  
6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
6月29日に、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。申請地では野菜を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
議案第34号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第34号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第35号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第35号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。  
5ページの総括表をご覧ください。  
今回は、1件、合計381平方メートルです。  
6ページをお願いします。

1番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、孫の住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

議長

ただいま、議案第35号について説明を受けました。

議案第35号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので、採決に入ります。

議案第35号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第36号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第36号について説明いたします。

8ページをお願いします。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、1,231.86平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第36号について説明を受けました。

議案第36号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第36号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第24号から第26号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第24号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

10ページをお願いします。

届出は、37件、合計68,197.89平方メートルです。

続きまして、報告第25号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

12ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、9件、合計3,972.78平方メートルです。

明細は、13ページから14ページです。

続きまして、報告第26号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

16ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、63件、合計33,802.40平方メートルです。

明細は、17ページから31ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年6月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 20 分閉会を宣す。